

議案第28号

里庄町国民健康保険税条例の一部改正について

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月7日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

激変緩和措置の終了に伴う納付金の増額など国民健康保険財政の厳しい現状を踏まえ、安定した国民健康保険運営を維持していくため、国民健康保険税の税率を改定する必要があることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の6.8」に改める。

第4条中「18,000円」を「22,000円」に改める。

第5条第1号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「12,700円」を「13,500円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第8条第1号中「6,500円」を「6,000円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「4,500円」に改める。

第9条中「100分の2.1」を「100分の2.3」に改める。

第10条中「9,500円」を「9,000円」に改める。

第11条中「6,000円」を「5,000円」に改める。

第25条第1項第1号ア中「12,600円」を「15,400円」に改め、同号イ（ア）中「11,900円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「5,950円」を「6,300円」に改め、同号イ（ウ）中「8,890円」を「9,450円」に改め、同号エ（ア）中「4,550円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「2,240円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「3,360円」を「3,150円」に改め、同号オ中「6,650円」を「6,300円」に改め、同号カ中「4,200円」を「3,500円」に改め、同項第2号ア中「9,000円」を「11,000円」に改め、同号イ（ア）中「8,500円」を「9,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,250円」を「4,500円」に改め、同号イ（ウ）中「6,350円」を「6,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,250円」を「3,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,600円」を「1,500円」に改め、同号エ（ウ）中「2,400円」を「2,250円」に改め、同号オ中「4,750円」を「4,500円」に改め、同号カ中「3,000円」を「2,500円」に改め、同項第3号ア中「3,600円」を「4,400円」に改め、同号イ（ア）中「3,400円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,700円」を「1,800円」に改め、同号イ（ウ）中「2,540円」を「2,700円」に改め、同号エ（ア）中「1,300円」を「1,200円」に改め、同号エ（イ）中「640円」を「600円」に改め、同号エ（ウ）中「960円」を「900円」に改め、同号オ中「1,900円」を「1,800円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,700円」を「3,300円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「8,800円」に改め、同号エ中「9,000円」を「11,000円」に改め、同項第2号ア中「1,400円」を「1,425円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,375円」に改め、同号エ中「4,800円」を「4,750円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。